教育遺産世界遺産登録推進協議会設立総会・第1回協議会議案

議案第1号

教育遺産世界遺産登録推進協議会規約について

教育遺産世界遺産登録推進協議会規約を別紙のとおり定める。

また、規約第9条第6項の規定により、教育遺産世界遺産登録推進協議会の財務に関する規程を別紙のとおり定める。

教育遺産世界遺産登録推進協議会規約

(設置)

第1条 茨城県水戸市、栃木県足利市及び大分県日田市(以下「構成市」という。)は、教育遺産の世界 遺産登録に向けた相互の連絡調整を円滑に行い、一体的な事業の展開を図るため、教育遺産世界遺産 登録推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 教育遺産に係る調査研究に関すること。
 - (2) 教育遺産を活用した普及啓発に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長には、水戸市長をもって充てる。
- 3 副会長には、足利市長及び日田市長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は、協議会の会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (専門部会)
- 第6条 特別の事項を調査研究するため、協議会に専門部会を置く。
- 2 専門部会は、座長及び部会員をもって組織する。
- 3 座長は、部会員の互選により選出する。
- 4 部会員には、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 専門部会の運営については、前条の規定を準用する。 (幹事会)
- 第7条 会議に提案する必要がある事項等について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事には、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の運営については、第5条の規定を準用する。 (事務局)
- 第8条 協議会の事務局は、水戸市教育委員会において行う。
 - 2 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

- 第9条 協議会の運営に必要な経費は、構成市が負担する。
- 2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調製し、会議の承認を得なければならない。
- 4 協議会の出納は、会長が行う。
- 5 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、監査に付した後、会議に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の財務について必要な事項は、会議で定める。 (監査)
- 第10条 協議会の出納の監査は、足利市及び日田市の会計管理者が行う。

(協議会解散の場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成24年11月18日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分		委員				
構成市の教育委員会教育長		水戸市教育委員会教育長 足利市教育委員会教育長 日田市教育委				
情况[107教][安]	寻云 叙月文	員会教育長				
	経済界	水戸商工会議所会頭 足利商工会議所会頭 日田商工会議所会頭				
	専門家	水戸市世界遺産登録検討専門委員のうちから、水戸市長が指名する				
		もの 足利市世界遺産検討会議メンバーのうちから,足利市長が指				
学識経験者		名するもの 日田市世界遺産登録検討委員会委員のうちから、日田				
		市長が指名するもの				
	県職員	茨城県教育庁文化課長 栃木県教育委員会事務局文化財課長 大分				
	尔 概貝	県教育庁文化課長				

別表第2(第6条関係)

部会員

水戸市世界遺産登録検討専門委員のうちから、水戸市長が指名するもの 足利市世界遺産検討会議メンバーのうちから、足利市長が指名するもの 日田市世界遺産登録検討委員会委員のうちから、日田市長が指名するもの

別表第3 (第7条関係)

幹事長	副幹事長	幹事		
水戸市教育委員会事務局教育次	足利市教育委員会事務局教育次	水戸市教育委員会事務局文化誌		
長	長 日田市教育庁教育次長	長 足利市教育委員会事務局文		
		化課長 日田市教育庁世界遺産		
		推進室長		

○協議会の組織(第3条関係)

区分			役 職 等	氏 名
会長			水戸市長	高 橋 靖
副会長			足利市長	大豆生田 実
町云区			日田市長	原田啓介
	構成市の教育	·禾吕스	水戸市教育委員会教育長	本多清峰
	教育長	多貝云	足利市教育委員会教育長	髙 木 弘 志
	教 月戊		日田市教育委員会教育長	合 原 多賀雄
		経済界	水戸商工会議所会頭	和 田 祐之介
			足利商工会議所会頭	早 川 慶治郎
			日田商工会議所会頭	髙 山 英 彦
		専門家	水戸市世界遺産登録検討専門委員のう	日高健一郎
委員			ちから、水戸市長が指名するもの	口同使的
	学識経験者		足利市世界遺産検討会議メンバーのう	橋本昭彦
	于吸作上的人们	子门外	ちから、足利市長が指名するもの	何 平 四 彦
			日田市世界遺産登録検討委員会委員	豊田寛三
			のうちから、日田市長が指名するもの	豆 川 見
			茨城県教育庁文化課長	伊 藤 哲
		県職員	栃木県教育委員会事務局文化財課長	水野恵司
			大分県教育庁文化課長	佐藤英一

○専門部会の組織 (第6条関係)

部会員	氏	名
4. 三士	青 木 美智男	鈴 木 暎 一
水戸市世界遺産登録検討専門	大 石 学	日 高 健一郎
委員のうちから、水戸市長が	岡田保良	藤井恵介
指名するもの	五 味 文 彦	_
足利市世界遺産検討会議メン	池 田 雅 則	橋本昭彦
バーのうちから、足利市長が	市 橋 一 郎	増 山 正 明
指名するもの	入 江 宏	_
日田市世界遺産登録検討委員	吾 妻 重 二	後藤宗俊
会委員のうちから、日田市長	海 原 徹	豊田寛三
が指名するもの	江 面 嗣 人	_

○専門部会の担当事項及び部会員の構成

担当事項	構 成
	入 江 宏 (足利市) 五 味 文 彦 (水戸市)
専門部会A(登録推進戦略)	岡 田 保 良 (水戸市) 日 高 健一郎 (水戸市)
	後藤宗俊(日田市) —
専門部会B (国内外の教育遺産	青 木 美智男 (水戸市) 海 原 徹 (日田市)
の評価)	吾 妻 重 二 (日田市) 大 石 学 (水戸市)
▽プ ロ 子(III)	池 田 雅 則 (足利市) 橋 本 昭 彦 (足利市)
	市橋 一郎(足利市) 豊田寛三(日田市)
専門部会C(保存管理方策)	江 面 嗣 人 (日田市) 藤 井 恵 介 (水戸市)
	鈴木暎一(水戸市)増山正明(足利市)

教育遺産世界遺産登録推進協議会の財務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育遺産世界遺産登録推進協議会規約(平成24年11月18日施行。以下「規約」という。)第9条第6項の規定に基づき、教育遺産世界遺産登録推進協議会(以下「協議会」という。)の財務について必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算は、水戸市、足利市及び日田市(以下「構成市」という。)からの負担金 その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費をもってその歳出とする。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、予算に補正の必要が生じたときには、その旨を構成市に申し出るものとする。
- 2 会長は、構成市が協議により予算の補正すべき額を決定したときは、補正予算を調製し、速やかに 会議の承認を得なければならない。ただし、会長において、特に緊急を要するため会議を招集する暇 がないと認めるときは、会長は、その承認を得るべき事項を処分することができる。
- 3 前条但書の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の款,項及び目の区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款,項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外 の款、項及び目を定めることができる。

(現金の保管)

- 第5条 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって管理しなければならない。 (協議会出納員)
- 第6条 会長は、協議会の職員のうちから、協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。
- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。 (予算の流用及び予備費の充当)
- 第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

- 第8条 予算に係る収入及び支出の手続は、水戸市の財務に関する手続きの例による。
- 2 協議会出納員は、必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。 (補則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年11月18日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目	
1 負担金	1 負担金	1 負担金	
2 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	

別表第2(第5条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目	
1 運営費	1 運営費	1 運営費	
2 予備費	1 予備費	1 予備費	

議案第2号

平成 24 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

平成24年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算を別紙のとおり定める。

平成 24 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画

教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画は、次に定めるところによる。

1 協議会の開催等

- (1) 協議会会議の開催 年1回開催
- (2) 専門部会の開催 年3回開催
- (3) 事務連絡会議の開催 年3回開催

2 調査研究事業

- (1) 登録推進戦略,国内外の教育遺産の評価,資産の保存管理方策に関する調査研究
- (2) 日本イコモス国内委員会等との意見交換会の開催 年1回開催
- (3) 検討状況報告書の作成
- (4) その他必要な事業

3 普及啓発事業・要望活動

- (1) 協議会ホームページの開設・運営
- (2) 文化庁への要望活動(暫定リストへの追加補充・協議会運営への財政的な支援等)
- (3) その他必要な事業

平成 24 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会予算

教育遺産世界遺産登録推進協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ930千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。 (歳出予算の流用)
- 第2条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

別表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

	款			項				金	額		
1	負担金				1	負担金					929
2	諸収入				1	諸収入					1
			歳	入	合	計					930

歳 出 (単位 千円)

	款				項			金	額		
1	運営費				1	運営費					929
2	予備費				1	予備費					1
			歳	出	合	計					930

歳入歳出事項別明細書

歳入

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金 (単位:千円)

		節		説 明 欄			
目	金額	区分	金額			均等割	人口割
		运 为	並領	※括弧内は平成22年	国勢調査人口	(50%)	(50%)
				水戸市	407	155	252
			929	(268,750人)	407	155	202
1 負担金	929	1 市負担金		足利市	300	155	145
1 貝担並	929	1 印真把並		(154,530 人)	300	199	140
				日田市	222	155	67
				(70,940人)	222	199	07
計	929			計	929	465	464

(款) 2 諸収入 (項) 1 諸収入 (単位:千円)

目	金額	節		説明欄	新 田 珊
	立領	区分	金額		7亿 1971 11期
1 諸収入	1	1 預金利子	1	預金利子	
計	1				

歳出

(款) 1 運営費 (項) 1 運営費 (単位:千円)

	= \	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		\
目	金額	節		説明欄
	立領	区分	金額	i元 i97」 11塊
		08 報償費	70	謝礼
		11 需用費	263	消耗品費,食糧費
1 運営費	929	12 役務費	44	通信運搬費,振込手数料
		13 委託料	400	ホームページ関連業務委託
		14 使用料及び賃借料	152	会場借上料
計	929			

(款) 2 予備費 (項) 1 予備費 (単位:千円)

目	金額	節		説明欄
		区分	金額	p.ルージコ 作物
1 予備費	1		1	
計	1			